2　入札参加資格

⑴　入札参加者の構成に関する要件　入札参加者の構成に関する要件は、以下のとおりとする。

1）入札参加者は、1⑷1）に掲げる業務を実施することなどを予定する単体企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業によって構成される法人格のない共同企業体（以下「入札参加グループ」という。）であること。

2）入札参加グループを構成する企業（以下「構成員」という。）は、構成員Ⓐ、構成員Ⓑ又は構成員Ⓒのいずれかとし、各構成員の定義は、以下のとおりとする。

構成員Ⓐ　入札参加企業又は入札参加グループが落札者として選定された後に、本事業を実施するために株式会社として設立する特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「ＳＰＣ」という。）から直接に業務の受託・請負をし、かつＳＰＣに出資する企業

構成員Ⓑ　ＳＰＣから直接に業務の受託・請負はしないが、ＳＰＣに出資する企業

構成員Ⓒ　ＳＰＣから直接に業務の受託・請負をするが、ＳＰＣには出資しない企業

3）入札参加グループは、入札に当たり、各構成員が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにし、構成員Ⓐの中から一社を代表企業として定め、当該代表企業が入札手続きを行うこととする。

4）ＳＰＣから、1⑷1）に掲げる業務を直接に受託・請負をする企業は、構成員Ⓐ又は構成員Ⓒのいずれかの形で入札参加グループに参加すること。

5）4）の規定にかかわらず、2⑸に示す運営業務を実施する企業のうち少なくとも一社は、構成員Ⓐとして入札参加グループに参加すること。

6）落札者として決定された入札参加企業又は入札参加グループは、本事業を実施するためにＳＰＣを設立すること。

7）入札参加グループの代表企業の出資比率（議決権割合を基準として算定する。以下同じ。）は、出資者中最大とする。また、代表企業を含む構成員Ⓐの出資比率の合計は、50％を超えるものとする。

8）入札参加企業及び入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員になることはできない。

9）入札参加グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（2⑵～⑹に定める要件を満たさなくなった場合を除く。）は、国と協議を行うこととし、協議の結果、国が妥当と認めた場合は、入札参加グループの代表企業以外の構成員を、入札参加資格の確認を受けた上で、提案書の提出期限までに追加変更することができるものとする。なお、2⑵～⑹に定める要件を満たさなくなった場合については、入札説明書4⑺の規定が適用される。

⑵　共通要件　入札参加企業及び入札参加グループの構成員は、いずれも以下の要件を全て満たすこと。

1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。

3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者であっても、手続開始の決定がなされた後において入札参加資格の級別の格付を受けていること。

4）入札参加表明書及び競争参加資格確認書類の提出期限の日から落札者の選定が終了するまでの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止等を受けていないこと。

5）中国四国防衛局が、本事業についてアドバイザリー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社及びパシフィックコンサルタンツ株式会社が本アドバイザリー業務において提携関係にある日比谷パーク法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、これらの者の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその発行済株式総数の100分の50を超える株式を有してしている者を、「人事面において関連のある者」とは、入札参加企業又は入札参加グループの構成員の代表権を有する役員が、これらの者の代表権を有する役員を兼ねている場合の者をいう（以下同じ。）。

6）中国四国防衛局が、本事業について調査業務を委託した株式会社建設技術研究所、株式会社総合設備コンサルタント及びＭＡＴエンタープライズ有限会社又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

7）国が設置する審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

8）ＰＦＩ法第７条の２の各号に示される欠格事由に該当する者でないこと。

⑶　史料館改修業務を実施する企業の参加資格要件等　1⑷1）①に示す史料館改修業務を実施する企業は、いずれも以下の要件を全て満たすこと。

1）国と締結した契約に関し、契約に違反し、又は国が実施した入札において落札者になりながら、正当な理由なくして契約を拒み、若しくは官庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

2）装備施設本部長から建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の、「管工事」、「電気工事」及び「内装仕上工事」において級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加資格を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

3）複数の者が分担して業務を行う場合には、それぞれが実施する工事種別について2）を満足すること。

⑷　維持管理業務を実施する企業の参加資格要件等　1⑷1）②に示す維持管理業務を実施する企業は、いずれも以下の要件を全て満たすこと。

1）国と締結した契約に関し、契約に違反し、又は国が実施した入札において落札者になりながら、正当な理由なくして契約を拒み、若しくは官庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

2）平成25・26・27年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「建物管理等各種保守管理」において「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の格付を受け、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

3）平成15年度以降に、公共施設の維持管理業務実績（建築躯体及び設備の保守点検及び修繕業務を含むもの。複数の実績により満足することも認められる。）があること。

4）維持管理を実施するために必要となる資格を有していることを証明した者であること。

⑸　運営業務を実施する企業の参加資格要件等　1⑷1）③に示す運営業務を実施する企業は、1）の要件を満たすとともに、2）、3）のいずれかの要件を満たすこと。

1）国と締結した契約に関し、契約に違反し、又は国が実施した入札において落札者になりながら、正当な理由なくして契約を拒み、若しくは官庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。